文書 TMX2.186.274

法学

タイトル: ...論文 70/2004-SS の矛盾。第20巡回区の第二合議裁判所と第一巡回区の第三労働合議裁判所が支持した判決の間。検討中: 3番目。報告された矛盾の存在を確認するために、次のことを行います...

マージナル: 70/2004判決タ

イプ:最終期間:第9期間審理機関:第二法

廷 - 最高裁判所公報:連邦司法週

刊誌およびその官報場所:第XX巻、2004年7月、374ページ件名タイプ:論文の矛盾IUS: 18194

文章:

…論文70/2004-SSとの矛盾。第20巡回区の第二合議裁判所と第一巡回区の第三労働合議裁判所が支持した判決の間。検討中: 3番目。報告された矛盾の存在を確認するために、次のことを行います…

論文70/2004-SSの矛盾。第20巡回区の第二合議裁判所と第一巡回区の第三労働合議裁判所が支持した判決の間。

考慮する点:

三番目。報告された矛盾の存在を確認するために、次の記録が作成されます。

報告機関は、第20巡回区控訴裁判所、ファイル番号はADLです。 2004 年 3 月 10 日の会議で決議された 787/2003 には、次のように記されています。

「第六条。原則として、労働手続規則違反の存在に関する不一致の理由は分析の理由となる。なぜなら、それが立証されれば、残りの理由の調査は不要になるからである。原告の法定代理人は、次のことを指摘する。a) 2002 年 5 月 22 日にファイル番号 47/2001 で行われた 3 段階の審理において、被告の住所地で、給与名簿、人事給与名簿、給与または賃金の領収書またはバウチャー、出勤管理カード、および通常従業員の管理に保管または使用するその他の文書について、2000 年 11 月 22 日から 2001 年 11 月 22 日までの期間に実施されるべき目視検査が提案された。その目的は、行為者の名前が被告の労働者としてこれらの文書に記載されていることを証明することである。責任ある委員会が、その年の 8 月 19 日の合意で、第 10 条に基づいて被告に警告することに賛成するよう要求する。連邦労働法第828条では、必要な書類が提出されない場合、原告が証明しようとする事実は真実であると推定されると規定されています。検査は翌年9月24日に行われ、知識委員会に任命された弁護士が、

関連文書の提出を要求した。 b) 原告のアルマ・ロサ・ヒメネス・リケルメとサンドラ・ソル・モラは、2002 年 10 月 16 日に行われた 3 段階の 審理において、ファイル 101/2002 (47/2001 に累積) で、2001 年 3 月 6 日から 2002 年 3 月 6 日までの期間について、前のセクションで記 録されたものと同じ条件で、雇用関係を証明するために目視検査を申し出た。この要求は、審理自体で担当委員会によって承認され、労働使用 者法第828条に基づいて、必要な文書が提出されない場合は、証明を求められた事実は確実であるとみなされるだろうと被告に警告しまし た。検査は同年11月14日に実施され、労働当局に割り当てられた弁護士は、被告の法定代理人がそれぞれの文書の提示を拒否したことを指 摘した。彼はさらに、責任ある委員会は、連邦労働法第828条の規定に基づいて被告に発した警告を執行し、証明を求められている事実が推 定的に真実であるとみなさない限り、実施された検査の結果に同意しなかったと付け加えた。これは、原告の個人保証に影響を与える労働訴 訟法の違反を構成する。なぜなら、事実が推定的に真実であるとみなさなかったため、裁定は、その決定を実質的証拠に基づいて支持するこ とができず、したがって、アンパロ法第159条のセクション川に含まれる仮説が更新されるからである。上記の強姦の概念は、以下の理由によ り根拠がありません。実際、原告は、被告との雇用関係の存在を正当化するために、累積裁判47/2001および101/2002において、被告の住所 地で、それぞれ2000年11月22日から2001年11月22日まで、および2001年3月6日から2002年3月6日までの期間の給与名簿、従業員給与台帳、 給与または賃金の領収書またはバウチャー、勤怠管理カード、および従業員を管理するために通常保管または使用するその他の文書につい て、実地検査を行うことを提案しました。一方、担当委員会は、2002年8月19日の合意(労働裁判の586ページ)と同年10月16日の審理(613 ページ)において、命令で前述の検査を認め、両事件において被告に対し、必要な書類を提示しない場合は、連邦労働法第828条に基づいて 証明を求められている事実が真実であると推定されるだろうと警告した。現在、問題の検査は2002年9月24日と11月14日に行われました IféricoSurPoniente番号412、この都市のBugambiliasの区画であり、私が目に見えている公式の命名法と会社名であることを確認したこ とを確認しましたそれはそれが述べられています2002年5月22日付のデューデリジェンス第7条に規定された現場検査の実施命令。本命令 において、下記署名の司法アクチュアリーは、パトリシア・ベロニカ・クエスタ・バスケス氏を通じて、被告の社会保障・国家労働者サービス協会 に対し、2000年11月22日から2001年11月22日までの期間の給与名簿、職員給与名簿、給与または賃金の領収書またはバウチャー、出勤管理 名簿またはカード、および被告の協会が通常保管または職員管理に使用しているその他の文書を本命令で提示するよう要求する。本命令に おいて、下記署名の司法アクチュアリーは、被告の社会保障・国家労働者サービス協会が、その法定代理人であるパトリシア・ベロニカ・クエス タ・バスケス氏を通じて、現場検査に必要な文書を私に提示していないことを証明および証言する。

他に記録すべき事項がないため、この手続きは終了し、その結果は本委員会の委員長に報告され、委員長は法律に従って措置を講じることができる。私は証言します。 T 「言われている」は、この手続きに参加し、参加を希望した人々によって署名されます。私は証言します。アクチュアリーのクリスティーナ・イセラ・メンデス・ビラセカ氏。 (588ページと589ページ)。 「私は、チアパス州トゥストラ・グティエレス市において、2022年11月14日10時に、司法弁護士としての立場で、被告である国家労働者の安全と社会サービス研究所(所在地:ペリフェリコ・シュル・ポニエンテ412番地、ブガンビリアス地区)の住所において、原告ダニエル・ラゾス・カストロの法定代理人の協力者となった。」

市であり、私が目にした会社名と、このイベントに出席している被告の法的代理人であるパトリシア・ベロニカ・クエスタ・バスケス氏の発言か ら住所が正しいことを確認した上で、2002年10月16日付けの命令書を読み上げることで、目視検査を実施するよう命じた私の出席理由を彼 女に伝えます。この法律において、下記署名弁護士は、原告の名前が被告ISSSTEの労働者として検査対象の文書に記載されていることを証 明するために、被告に対し、2001年3月6日から2002年3月6日までの期間に被告機関がその職員のために通常保管または使用している給与名 簿、人員給与名簿、給与または賃金の領収書または証明書、出勤管理リストまたはカードおよびその他の文書を提示するよう要求します。本文 書において、下記に署名した司法弁護士は、被告である社会保障・国家労働者サービス協会がその法定代理人であるパトリシア・ベロニカ・ク エスタ・バスケス氏を通じて、今回の目視検査に必要な書類を私に提示していないことを証明し、証言します。被告の法定代理人であるパトリ シア・ベロニカ・クエスタ・バスケス氏は、次のように述べている。「第三者の公判中に法定代理人が要求した検査、および2002年10月16日付 の請求の明確化と延長に対する回答に関して、この目視検査は最初から欠陥がある。なぜなら、原告と私の依頼人の間にはいかなる雇用関係 もなかったし、特定期間のサービス提供契約も締結されていなかったため、私の依頼人は必要な書類を所持していないため、上記の理由によ り、この法律で要求されている書類を提示することは不可能であり、そのため、私は依頼人に代わって、目視検査を直ちに却下するよう要求す る。」彼は記録のために提出し、余白に署名した。原告の法定代理人であるダニエル・ラゾス・カストロ氏に与えられた発言権を用いて、彼は次 のように述べている。「被告の法定代理人の陳述に関しては、適切な時期に当該代理人が当該証拠に異議を唱えなかったため、当該陳述を 考慮に入れないよう要請する。また、当該陳述は主観的であり、いかなる法的根拠もないものと考え、当該裁定を下す時点で当該陳述に証明 価値を付与しないよう当局に要請する。」彼は記録のために提出し、余白に署名した。他に記録すべき事項がないため、この手続きは終了し、 その結果は本委員会の委員長に報告され、委員長は法律に従って措置を講じることができる。当事者の陳述は、すべての適用可能な法的目的 のために作成され、陳述に参加し、陳述を希望した者によって署名されたものとみなされます。私は証言します。アクチュアリーのクリスティー ナ・イセラ・メンデス・ビラセカ氏。 (768ページから770ページ) 。上記からわかるように、被告の法定代理人は、担当委員会に割り当てられ た弁護士が要求した文書を提示せず、弁護士の上司に上記の状況を知らせるという意味で、または、非適合当事者の法定代理人が主張するよ うに、被告に警告が行われたという意味で、弁護士の理由が考慮されたという規定は記載されていませんでした。しかし、この合法性管理機 関は、上記の省略は労働手続きの規則に違反するものではなく、アンパロ法第159条第3項に基づいて保護を与えるに値する抗弁を原告に与 えなかったとは考えていない。上記の理由は、検査テストが連邦労働法の第827条から第829条で次のように規制されているためです。 「第 827条。検査を提供する当事者は、検査の対象を指定する必要があります。実践すべき場所。調査対象となる期間と調査対象となる物品およ び文書。証拠を提示する場合は、その証拠によって証明しようとする事実や問題を明確にし、肯定的に行う必要があります。第828条 委員会 は、検査証拠を受理したときは、その証拠の提出の日時及び場所を定めなければならない。書類や物件がいずれかの当事者の所有物である 場合、委員会は、それらが提出されない場合は証明される事実が真実であると推定される旨を警告します。当該文書及び物件が紛争に関係 のない者の所有物である場合、適切な執行手段が適用されるものとする。

第829条 検査証拠の提出に当たっては、次の規則を遵守しなければならない。l. アクチュアリーは、証拠の提出に当たっては、委員会の命令に厳密に従わなければならない。 II.アクチュアリーには、検査対象となる文書および物件が提供される必要がある。 III.当事者及びその代表者は検査に出席し、関連があると考える異議又は意見を述べることができる。そしてIV。手続きの詳細な記録が作成され、関係者によって署名され、手続きに記録された後、ファイルに追加されます。前述の教訓から、検査テストの目的は裁判所のためであることが分かる。

特別な技術的、科学的、または芸術的知識を必要としない事実、すなわち、感覚を通じて知覚できる文書、物、または場所の存在とそれらの特定の特徴を、権限を与えられた職員を通じて検証する。したがって、特に検査対象物を裁判所に持ち込むことができない場合には、これは有用です。検査を申し込む側は、検査を実施する場所、検査期間、検査対象となる物や書類など、検査の対象を明記しなければなりません。検査が認められた場合、委員会は検査の実施日時と場所を設定しなければならない。また、書類や物件がいずれかの当事者の所有物である場合、それらが提出されない場合は証明される事実が真実であると推定される旨を警告しなければならない。

最後に、弁護士は、その職務遂行において委員会の命令に厳密に従い、検査対象となる文書や物件を弁護士が利用できるように要求し、当事者とその代表者が出席し、適切と思われる異議や意見を述べることさえできる。さらに、介入した者が署名する詳細な議事録を作成し、訴訟手続きで記録された後、ファイルに追加される。上記の仮定はすべて本件において完全に満たされた。なぜなら、前項で述べたように、累積労働訴訟の原告らは検査を申し出て、検査の主題を特定し、検査が行われる場所、検査が対象とする期間、検査対象となる文書を示したからである。担当委員会は、証拠を受理する際に、証拠の提出日時および場所を示し、また、それらが提出されない場合は、証明される事実が真実であると推定されるであろうと被告に警告した。最終的に、保険数理士は、援用された条例第829条に定められた要件に従って、この問題を解決しました。この検討順序では、アンパロ法第159条第 III 項の規定に従って、原告に防御の余地を与えない労働訴訟規則違反は存在しない。同項は次のように定めている。「民事、行政または労働裁判所に提起された裁判では、訴訟規則に違反したものとみなされ、原告の防御が影響を受ける: ... III.

適法に提出された証拠が受理されない場合、または法律に従って受理されない場合。検査手続きは、労働使用者法で定められたガイドライン に従って受けられました。そして、労働当局が、発令された警告を発令しない限り、検査の結果について発言しなかったという事実に関して原 告の代理人が指摘した状況は、手続き違反を構成するものではない。なぜなら、労働当局は、連邦労働法第828条に定められた内容に従って その履行を調整したからである。同条は、検査の証拠が受理されたら、検査の完了の日時と場所を設定し、検査対象の書類または物件がいず れかの当事者の所有物である場合、それらを提示しない場合は、証明しようとしている事実が真実であると推定される旨を警告する義務を課 しており、これは、累積労働訴訟で原告が要求した検査を受理したときと同様に行われた。なぜなら、前述の規定を読むと、委員会が、合意で 発令された警告を検査の完了後に発令することを義務付ける規定は含まれていないことが分かる。なぜなら、当事者が、検査対象となる文書 または物件の提出を要求された当事者が検査を受けず、当該当事者が公証人に提供するよう要求された文書を提出しない場合、その結果は、 この証明手段が真実であると推定されることで証明されることが意図されている事実から成る法的制裁となる。すなわち、検査対象となる文 書または物件の提出を要求された当事者の義務が遵守されなかった場合、すでに述べたように、引用法の第828条の文言に従って、真実で あると推定されることが意図されている事実から成る制裁がその当事者に対して科される。したがって、この点に関する解釈に関して実力主 義の手段は疑いの余地を残さず、これによって推定が生じた当事者が、その問題に関する法律が認め、それを反証することを認めているとい う証明手段を提供することを妨げることはない。なぜなら、前述の制裁は絶対的なものではなく、むしろ他の証拠によってこの推定を反証す る可能性があるからである。検査の結果について裁定を下さず警告を執行しないことで、労働当局がその証拠に基づいて裁定を下す決定を 裏付けることができないという主張も根拠がない。なぜなら、労働使用者法のいかなる規定も、これらのケースでは、法的帰結として、検査が 証明力を欠くことを規定していないからである。なぜなら、連邦労働法第836条、第840条第IV項および第841項に基づき、委員会は、証 拠の評価に関する形式に従う必要なしに、ファイルに存在する行為を考慮し、提出された証拠をリストし、既知の真実と誠意に基づいて裁定 を下す義務があるからである。したがって、検査の証明力は、手続きにおいて当事者が提出した他の証明手段との関係で、検査の実施の客観 的な結果からのみ導き出される。

原告の法定代理人が主張するように、問題の法律の第828条に示された警告によって生じた結果について責任者が宣言しなかったという主張は、労働に関する責任ではない。いずれにせよ、委員会が論争を解決する裁定を下す時点で、問題となっている証拠またはその証拠が持つ証明価値について判断を下さなかった場合、正式な違反が発生する可能性があります。連邦司法週刊誌第10巻1992年10月第8期の357ページに掲載されている論文で、第一巡回区の労働問題に関する第三合議裁判所が支持した基準は、「検査は、委員会が締結した協定を発行しなかったことを証明する」というもので、この管轄機関の目に留まることはない。

物事を真実であると仮定して考えることの警告は効果的である

証明されることを意図した事実。それは手続き規則違反にあたります。」(書き起こし)。しかし、以下の点を考慮すると、前述の基準は共 有されません。前段落で述べたように、連邦労働法第828条は次のように規定しています。(転記)。条項の文言は、知識委員会の唯一の義務と して、検査の対象となる文書および物件を提示する義務がある当事者に対し、それらを提示しない場合には証明しようとする事実が真実であ ると推定される旨を警告する義務を課しているが、この警告を有効にし事実が真実であると推定される旨のその後の合意を宣言しなければ ならないことを示唆していない。したがって、第一巡回区労働問題第三合議裁判所の判決とは逆に、労働当局が、当事者の一方が提出した検査 証拠を受理する際に、引用条例第827条の規定に従い、連邦労働法第828条の規定に従って証拠が受け取られた旨を、検査の対象となる文書 または物件を提示する義務がある当事者に警告すれば十分であり、したがって、言及された宣言の欠如は、法律第3条の観点で手続きの基本 規則の違反を構成することはできないと推定される。なぜなら、いずれにせよ、手続き上の違反となるのは、問題の数字によって確立された警 告を委員会が実行しなかった状況であり、必要な文書が提示されなかった場合、推定的に真実であると証明されることを意図した事実を検討 することができず、その結果、証拠を提出した当事者に不利益が生じることになるため、この省略により、協議において法律の第828条に従って 実質的な証拠が受け取られなかったため、Amparo法のデバイス159、セクションIIIで確立されている内容が更新されることは明らかである ため、問題の数字によって確立された警告を委員会が実行しなかった状況であるため、この省略により、推定的に真実であると証明されること を意図した事実を検討することができず、結果として、この証拠を提出した当事者に不利益が生じることになるため、この省略により、Amparo 法のデバイス159、セクションIIIで確立されている内容が更新されることは明らかであるため、上記の憲法上の管理機関によって示されている ように、Amparo法のデバイス159、セクション川で確立されている内容が更新されることは明らかであるため、証拠を提出した当事者に不利 益をもたらすことになるため、この省略により、この法律の第828条に従って実質的な証拠が受け取られなかったため、証拠を提出した当事者 に不利益をもたらすことになるため、この省略により、証拠を提出した当事者に不利益をもたらすことになるため、この省略により、Amparo法 のデバイス159、セクション川で確立されている内容が更新されることは明らかであるため、この省略により、この法律の第828条に従って協議 において証拠を提出した当事者に不利益をもたらすことになるため、証拠を提出した当事者に不利益をもたらすことになるため、この省略によ り、Amparo法の第828条に従って実質的な証拠が受け取られなかったため、この省略により、Amparo法の第828条に従って実質的な証拠 が受け取られたため、この省略により、Amparo法の第828条に基づいて協議において、Amparo法の第828条に基づいて協議によって...同 様に、第一巡回区の労働問題に関する第三合議裁判所は、連邦司法週刊誌第8期、1992年9月、第10巻、288ページに掲載されている次の ような個別の論文を支持しています。「検査、テスト」欠けている

委員会がこの意味で発令した警告を有効にできなかった場合に、それによって証明される予定の事実を推定的に考慮する証明価値。(書き起こし)。また、以下の考慮事項に基づく、共有されていない基準もあります。連邦労働法第828条の文言から、検査が認められると、一方の当事者が所有する文書に関するものである場合、その当事者にはその文書を提示する義務があり、委員会は、文書が提示されない場合、入札者がその文書で証明しようとしている事実は、推定的に真実であるとみなされるだろうと警告することがすでに確立されています。また、警告を執行し、証明しようとする事実を推定するために必要な書類や物件を義務当事者が提示しない場合に、委員会が検査の実施について判断を下さなかったことは、労働雇用法のいかなる規定もそうすることを義務付けていないため、手続きの基本規則違反にはならないとも指摘された。

この限りでは、第一巡回区第三労働裁判所の基準に反して、この省略は、委員会が対応する裁定を発行する際に検査証拠を分析できないほど十分ではなく、また、原則として、前記証拠に何らかの証明価値が付与されることを妨げるほど十分ではないと推定される。なぜなら、引用された法律には、これらのケースで、法的帰結として、検査が証明価値を欠くことを確定する規定もないからである。なぜなら、連邦労働法の第836条、第840条第IV項および第841項では、委員会は、証拠の評価に関する形式に従う必要なく、ファイルに存在する行為、提出された証拠を考慮に入れ、既知の真実および誠意に基づいて裁定を発行する義務があると主張されているためである。したがって、検査の証明価値は、他のものとの関係で、その提出の客観的な結果からのみ導き出される。

労働手続きにおいて当事者が提出した証明手段は、協議法第828条に示された警告によって生じた結果についての委員会による宣言がないとされる主張を条件とすることなく、いかなる形でも有効である。なぜなら、労働法自体が委員会に証拠を評価する際の根拠となる理由と法的根拠を表明する義務を課しているという事実にかかわらず、検査の場合、検査の対象となる文書または物件を提示しないことは、それらを提示しなかった当事者に対する法的制裁を意味し、関連する警告の執行を含むからである。つまり、証拠の決定的な価値は、提案者が証明しようとしている事実を推定的に真実であるとみなすことによって生じる結果についての事前の宣言の存在を条件としない。なぜなら、これは、要求された文書または物件を提示する義務を遵守しない当事者が受けるべき制裁をまさしく構成するからである。

さらに、前述のとおり、要求された当事者の不遵守により警告が有効になった法的結果として、検査の申し出者が証明を求めている事実が推定的に確実であるという法定推定が生じるとしても、その制裁は絶対的な意味で理解されるべきではないため、その当事者が、その件に関する法律が認め、反証を認めている証拠を提出することを妨げるものではない。この検討順序では、前述の合議制裁判所の判断とは反対に、改善中の文書または対象物が完成時に展示されていない場合に連邦労働法第828条に基づいて認められる検査の証明価値は、委員会が適切な警告を有効とすることで裁定を下すという事実によって決定されるのではなく、委員会が、論争に終止符を打つ裁定を出す時点で紛争当事者が提出したすべての証拠を調査することに依存する。ただし、委員会が、引用法の第836条、第840条、第1V項および第841項で確立されている内容に合わせて行動を調整するという唯一の条件がある。なぜなら、前述の警告によって生じる推定は、規則自体が確立する法的帰結であり、知識委員会の以前の行動に依存するものではないためである。そのため、この合法性管理機関は、知識委員会が裁定で次のように宣言することを考慮することに何ら支障はないと考えている。すでに明らかにしたように、義務を負わない状況であるため、発行前に当該法律の第828条に規定する警告を有効にする合意を発行していない場合、検査の結果に関連する発行は証明価値を欠くことはなく、ましてや証明価値を欠くことはない。したがって、アンパロ法第197-A条に基づき、本裁判所長を通じて、その結果生じる影響について、基準の矛盾の可能性を国家最高裁判所に報告することが適切である。」

一方、第一巡回区第三労働問題合議裁判所は、1992 年 6 月 3 日に決議した直接保護番号 4773/92 において、問題の部分に次のように述べている。

「… 申立人が最初の書面による苦情で提出した検査証拠の不適切な評価に関連して主張する違反の概念も無効である。実質的に申立人は、残業、日曜ボーナス、土曜と日曜の労働、休日労働からなる、申立人が主張する利益を証明するために提出した検査証拠に、責任ある商工会議所が十分な証明価値を与えるべきであったと述べている。以前の議論は無効である。なぜなら、申立人が書面による苦情の対応する章のセクション II に基づいて提出した検査証拠は、分析されている違反の概念で指摘されているものなどを証明することを意図していたものであり、その証拠は、1991 年 8 月 14 日の証拠および議論の聴聞会で、同年 9 月 12 日の前述の聴聞会の再開でその証拠を却下するよう命じる合意を通じて、責任ある商工会議所の聴聞会事務局長によって容認されたからである。前述の検査が行われない場合、補足的に適用される連邦労働法第827条、第828条および第829条に従って、原告が証明しようとした事実は真実であるとみなされるであろうことを被告に警告する。この調査は、1991 年 10 月 11 日に担当部署の書記官によって実施され、対応する議事録が作成され、その中で書記官は、注意義務を理解していた人物が検査対象の文書を書記官に提供しなかったため、検査を実施できなかったと述べています。 1900年10月14日の証拠と議論の審理再開を担当した法廷の審理長官が、

991年、同委員会は、前述の検査証拠の記録に関して、以下の条件で合意書を発行しました。 「… フアン・アントニオ・ロペス・レイエス氏が署名した、今年10月11日付の文書をファイルに追加する。」この裁判所の書記官。会計処理の観点では、原告が最初の訴状の第2項で提出した検査証拠は、すべての対応する法的目的において、尽くされたものとみなされるものとします…」。

さて、1991 年 10 月 14 日の証拠および議論の審理の再開において担当法廷の審理秘書が発行した合意の記録からわかるように、彼は、対応する法的目的のために、担当法廷の書記官が作成した議事録の条件に従って、前述の証拠が満たされたとのみ考えていました。しかし、1991年9月12日の審理で出された合意で宣告された警告は、現在の原告である原告が前記証拠で証明しようとした極端な事実を真実であるとみなして、明示的に有効にされなかった。これは間違いなく手続き上の違反である。なぜなら、責任ある法廷は、対応する警告を宣告した自らの合意に従い、原告が前記証拠で証明しようとした極端な事実を真実であると明示的に宣言することによって警告を有効にすべきであったからであり、そうしなければ、争われている裁定における当事者の証拠を分析および評価する際に、警告に証明価値を有効に付与することができなかったからである。このため、1991 年 8 月 14 日に担当裁判所の審理長官が上記の証拠に関連して発行した合意は、示された警告を有効にしなかったため、連邦国家奉仕労働者法第 128 条に規定された再審請求を通じて異議を申し立てることができ、原告がそれを提出しなかったため、すでに述べたように、分析されている違反の概念は機能しません。以前の違反の概念を分析する際に引用された、この裁判所が支持した基準は、上記の考慮事項を裏付けるものとなる…」

この件から次のような論文が生まれました。

「第八紀

「判例:第一巡回区労働問題に関する第三合議裁判所

「出典:連邦司法週刊誌

「第X巻、1992年10月

ページ: 357

「検査証拠、委員会が、検査証拠で証明しようとしている事実を推定的に真実とみなすという警告を有効にする合意を発行しないことは、手続き規則違反を構成します。委員会が、一方の当事者が提出した検査証拠を受け入れ、他方の当事者に、検査の完了予定日に検査対象の文書を提示するよう要求し、連邦労働法第828条に基づいて、そうしない場合は、同じ文書で証明しようとしている事実が推定的に真実とみなされると警告した場合、その証拠が処理されるときに文書が提示されない場合は、委員会は対応する合意を発行して、命令された警告を有効にする必要があります。そうしない場合、そのような省略は、連邦労働法第828条に従って手続き規則違反を構成するためです。アンパロ法第159条第3項に基づき、前述の第828条の規定に従って当該証拠を受け取らなかったとして、つまり、それによって証明されることが意図されていた事実が、推定的に真実であるとはみなされなかったからです。」

「第八紀

「判例:第一巡回区労働問題に関する第三合議裁判所

「出典:連邦司法週刊誌

「第X巻、1992年9月

ページ: 288

「検査、証明。委員会がこの意味で発令された警告を有効にしなかった場合、検査によって証明される予定の事実を推定的に考慮することは証明価値がありません。改善しようとしている文書または有罪判決の要素が提示されていない場合、検査の実施後、関連する警告を有効にする対応する合意が発行されなかった場合、委員会は、検査証拠を通じて行われた警告により推定的に完成した証拠を裁定で法的に評価することはできません。連邦労働法第842条では、事実は証拠の評価に関する規則や手続きに従う必要なしに良心に基づいて評価されなければならないと規定されているのは事実ですが、同じ法的規定では、委員会が根拠となる理由と法的根拠を表明する義務を想定していることも事実です。したがって、当該労働基準法第828条の規定に基づき、当該証拠によって証明しようとする事実が真実であると推定される合意が締結されていなかった場合、当該事実を証明するために当該合意に付与された価値は法的根拠を欠くことになる。」

部屋。上記が確立されたら、示された論文の矛盾が存在するかどうかを判断する必要があります。

この点に関して、アンパロ法第197-A条は次のように定めています。

「第 197-A 条。巡回裁判所が管轄下のアンパロ裁判で矛盾する主張を支持する場合、最高裁判所の大臣、共和国司法長官、前述の裁判所またはそれらを構成する治安判事、またはそのような主張が支持された裁判に介入した当事者は、その矛盾を最高裁判所に報告することができ、最高裁判所はどの主張が優先されるかを決定します。共和国司法長官は、自らまたはこの目的のために指名した代理人を通じて、適切であると判断した場合、30 日以内に意見を表明することができます。

「この判決は、矛盾した判決が下された裁判から生じた特定の法的状況には影響を及ぼさない。」

「最高裁判所は3か月以内に決議を発令し、第195条に規定された条件に従ってその公表と提出を命じなければならない。」

これらの主張に矛盾があるかどうかを判断するために、この国の最高裁判所は次のように述べました。

「ノベナシーズン

「インスタンス:全体会議

「出典:連邦司法週刊誌とその官報

「第13巻、2001年4月

「論文:P./J. 26/2001

ページ: 76

「合議制巡回裁判所の判決の矛盾。」

存在するための要件。連邦憲法第107条第13項第1項およびアンパロ法第197-A条の規定に従い、巡回合議裁判所が管轄下のアンパロ裁判で矛盾する主張を支持する場合、最高裁判所の本会議または対応する法廷は、

どちらの説が優先されるかを決定します。しかし、次のような仮定が成り立つ場合には、矛盾する主張が存在することが理解される。a) 法的取引を解決する際に、本質的に同等の法的問題が検討され、矛盾する法的立場や基準が採用される。 b) それぞれの判決の考慮、推論または法的解釈において基準の相違が存在すること。そして、c) 同じ要素の検討から異なる基準が生じる。」

「ノベナシーズン

「インスタンス: 第一チャンバー

「出典:連邦司法週刊誌とその官報

「第11巻、2000年6月

「論文:1a./J.5/2000

ページ: 49

「主張の矛盾。苦情の手続きの要件。」

確かに、憲法第107条第13項およびアンパロ法には、主張の矛盾に関する訴えが許容される条件として、それが必然的に同一の性質の判決から生じるという相対的な事実を確立する規定はありません。しかし、この数字を規制する規定に対して学説と最高裁判所が与えた解釈によれば、どの基準が優先されるべきかを明らかにする材料が存在するためには、少なくとも形式的には、同じ問題が争われている法的基準の対立が存在しなければならないと考えられている。つまり、報告された矛盾が許容されるためには、報告された矛盾は、それぞれの判決の理由部分に含まれる考慮事項、理由、または法的解釈に言及している必要があり、それらはまさに管轄機関によって支持された論文を構成するものである。したがって、苦情の原因となった判決において、偶然または単に二次的な側面でのみ特定のまたは決定的な矛盾が発生するだけでは不十分であり、議論されている法的問題の本質において反対が発生していなければなりません。したがって、分析された問題、状況、または法律業務の性質が、法学上の論文として一般的な基準を確立するための管轄機関の決定または宣言を必要とする論文の矛盾を実質的に決定することになります。」

転写された論文を適用すると、研究対象のケースでは、本質的に同一の問題が同じ要素から検討されたにもかかわらず、矛盾する法的基準が採用されたことを考えると、論文の矛盾が報告されていると言わざるを得ません。

そうです、第20巡回区第2合議裁判所は、労働訴訟の当事者が雇用主の従業員であることを証明する傾向のある文書について検査証拠が認められる場合、文書が提出されなければ、証明しようとする事実は真実であると推定されることを被告に警告しなければならないと判決を下しています。また、書記官がそれぞれの調査の議事録に、証明しようとする事実が真実であると推定されるという意味での委員会側のその後の合意がなくても、提出を拒否したことを記録した場合、これは手続き違反にはなりません。なぜなら、後者は連邦労働法で義務付けられておらず、推定が生成されても、それを反証するための証拠手段が提供される可能性があるため、その推定は絶対的ではないという事実、および委員会はファイルに存在するすべての行動を考慮する義務があるという事実があるからです。いずれにせよ、委員会が裁定を下す際にその証拠またはその価値について判断を下さなければ、違反が現実化する可能性があります。

対照的に、第一巡回区第三労働裁判所は、官僚的労働裁判に関して、検査証拠の提示において文書が提示されない場合、それを認めた合意で命じられた警告は明示的に有効にされなければならないと結論付けた。つまり、特定の事項を明示的に宣言する条項を発行する必要がある。

行為者がその証拠で証明しようとした極端な点について言及しなければ、手続き違反が生じることになる。なぜなら、そうしないと、裁定において当事者の証拠を分析および評価する際に、行為者がその証拠に有効な証明価値を付与することができなくなるからである。

したがって、矛盾点は、労働裁判において、検査テストの実施に必要な文書の提出を拒否された場合、委員会は、確実であると証明されることが意図されている事実を考慮するという警告が有効であることを明示的に述べた事後合意を発行する必要があるかどうか、そして、それを発行しない場合、この省略は、手順を再開して違反を是正する目的で保護を与えるに値する手続き上の違反を構成するかどうか、または、その場合、検査デューデリジェンスで文書を提示しないことの法的結果は、手続き上の問題ではなく裁定の問題である証拠評価の典型的なものであるため、手続き内でいかなる合意も発行する必要がないかどうかを判断することにあります。

最後に引用した合議制裁判所で審理された事件が官僚的な労働裁判に由来するものであるという事実は、この事件では連邦労働法第828条も解釈され、補足的に適用されたため、上記の妨げにはなりません。

5番目。議論中の論点を解決するためには、この第二法廷が、1997 年 4 月 9 日に、第一巡回区の第 3 労働裁判所と第 9 労働問題合議裁判所が支持する命題 42/96 の矛盾を 5 人の全員一致の投票で解決した際に、とりわけ次の判例を発表したことを思い出す必要があります。

「ノベナシーズン

「インスタンス: 第二室

「出典:連邦司法週刊誌とその官報

「第5巻、1997年5月

「論文:2a./J. 21/97

ページ: 308

「労働問題の文書の検査。申し出者のカウンターパーティが分析を許可するように警告されている場合、非展示は、 反対の証拠がない限り、証明される事実が真実であるという推定のみを生み出します文書またはオブジェクト、お よび物事が所有している場合、当事者のいずれかをカバーすることは、義務的および警告された当事者が必要なも のを示さない場合、証明されていることを証明しない限り、証明されていない場合を除いて、証明されることを意図し た事実を示すことに同意します。法律によれば、それは反証によって反駁できる推定のみを生み出すので、完全では ない。」

判決の考慮の部分では次のように説明されている。

「第四に、この合議体は、第一巡回区の労働問題に関する第三合議裁判所が直接アンパロ裁判番号2693/96を解決する際に支持した主張と、同じ問題および巡回区の第九合議裁判所が直接アンパロ2770/93、6939/93、9379/93、2109/94、および3679/94を裁定する際に支持した主張との間に、報告された主張の矛盾が存在すると考える。

「確かに、記録された判決の分析から、問題の合議体がそれぞれの問題を審理する際に、さまざまな判決を下したことは明らかである。

検査証拠の提出、異議、受理および却下に関する側面は、委員会が証拠を受理する方法に関して異なっている。なぜなら、第3合議裁判所は、数字で規定されている警告を発することなく、「デューデリジェンスの基礎となる文書の存在を予断することなく」受理することは、アンパロ法第159条第3項の観点から手続き違反を構成すると主張するのに対し、第9合議裁判所は、「予断することなく」受理することは、連邦労働法で規定されている証拠に関する一般規則および特別規則に違反しないと考えている。なぜなら、そのような条件での受理がその証拠を規制する規定で規定されていない場合でも、法律で禁止されていないため、申し出者の相手方が委員会に対して、検査対象の文書または物件を公証人の前に出すことが物理的または法的に不可能であることを明示的に述べる限り、その受理は進められ、公証人の前に出ない場合のみ、受理が認められると結論付けているからである。このような行為は、前述の第828条に規定されている警告および制裁の対象となります。

「上記から、矛盾の問題は特異なため、その研究と解決のために、次の要素に分解できることがわかります。a) 検査証拠の場合、警告を受けた当事者が検査対象の文書を提示しない場合の、連邦労働法で定められた警告と手続き上の結果の有効性の範囲。b) 言及された有効性と結果が、法律で明示的に禁止されていないが、法律で要求されていない表現、たとえば「文書の存在を予断することなく」検査証拠を認めるなどの表現の対象であるかどうか。c) このような形の認めが、アンパロ法第 159 条第 3 項で定められた手続き違反の想定を更新するかどうか。

「第五に、法学上どの基準が優先されるべきかを決定するために、第二法廷は、以下の点に基づいて矛盾の主題の検討を進める。

「連邦労働法には、労働者の不利な状況を補うことを目的とした具体的な規則が含まれている。憲法規範に裏付けられたこの保護精神は、労働裁判を規定する手続き原則にも明確に表れている。」

「1980 年の訴訟手続き改革の革新の 1 つは、新しい立証責任の分配システムの導入、またはむしろ、従来の「主張する者は立証する義務がある」という原則に代わる、民事的な性質を持ち、当事者が訴訟手続きにおいて絶対的に平等であるという形式的な現実 (必ずしも現実的ではない) に基づいた原則の創設でした。

「カルネルッティは『立証責任』を『立証義務』と区別し、前者を、損害を回避するために自らの利益のために行動する可能性に過ぎず、行動を怠っても何ら罰則がないと定義している。一方、立証義務は、義務を負う当事者の意志に委ねられるのではなく、何よりも第三者の利益のために、法律を課して制裁を受ける法的義務を意味する(フランチェスコ・カルネルッティ著『民事訴訟法システム』第2章参照)。

Uthea 出版社、ブエノスアイレス、アルゼンチン。 1944年、pp. 617以降)。

「連邦労働法第784条、第804条および第805条は、手続的取得の原則も適用されるという事実にかかわらず、雇用者と労働者の間の不平等の状況を認識した結果として、労働プロセスにおいて真実の認識に実際につながる証明要素が存在することを保証する目的で、立証責任に代えて証拠提供義務の理論を採用している。」

「前述の手段の最初のものは、一般的なルールと特定のルールを課しており、これらは区別する必要があります。

- 「1. 委員会は、事実を知るための他の手段がある場合には、労働者の立証責任を免除しなければならない。」
- 「2. 雇用主は、法律の規定により保管しなければならない書類を提示するよう要求される。」

会社では、提出されない場合は労働者が主張する事実が真実であるとみなされるという警告を受けています。

「3. 具体的には、雇用関係の根本的な問題を証明するのは雇用主の責任です。

「最初に述べた点には、連邦労働法のさまざまな法的規定に反映されている調査原理の表れが含まれています。たとえば、第771条 (試験が無効にならないようにする)、第772条 (昇進が必要な場合、労働者に期限切れを回避するよう要求する)、第790条第6項(告解への委員会の介入)、第803条、第883条、および第884条第 III項(委員会による情報の要求)、第886条(より適切に提供するための努力)、第940条(裁定の迅速な執行のために必要な措置の規定)などです。

「2番目は、正確には、雇用主の証拠提出義務であり、法律 (労働法だけでなく) で保管が義務付けられている文書を法廷に提出し、労働者が主張する事実を真実と見なすという結果を確定します。ただし、文書が提出されていない場合は、反証がない限りは、その事実は真実です。労働者は、仕事の源泉に固有の文書にアクセスできないため、陳述者が労働者であっても、証明する義務があります。」

「第3点目では、第784条の条項に含まれる概念に関して、証拠提出義務の別の表現が記録されています。

「文書による証拠に関しては、第804条は、第784条と併せて、法律に従って雇用者が保管し、裁判所に提出しなければならない証拠を列挙しています。また、第805条は、反証がない限り、労働者が表明した事実を真実であるとみなすという推定を確立することにより、この義務に従わなかった場合の制裁を規定しています。」

「これまで分析したすべての労働訴訟に適用される規則は、連邦労働法で規定されている残りの証拠に関して生じる解釈問題を解決するのに非常に有用であり、次のような結論が導かれる。証拠提出義務は立証責任とは区別される。なぜなら、立証義務には、不遵守の場合に、反証がない限り労働者が主張する事実を真実とみなすという手続き上の帰結が伴うからである。一方、矛盾の根拠となる検査証拠は、1980年の手続き改革により、連邦労働法で初めて規定され、第827条から第829条で次のように規定されている。

「第827条 検査を申し出る当事者は、検査の対象、検査が行われる場所、検査がカバーされる期間、検査される対象物および書類を特定しなければならない。証拠を提出する場合には、証明しようとする事実または争点を明示して、肯定的に行う必要がある。」

「第828条。委員会は、検査の証拠を受理したら、その提出の日時と場所を指定しなければならない。書類や物件が当事者の一方によって所有されている場合、委員会はその当事者に対し、提出されない場合は証明されている事実が真実であるとみなされる旨を警告する。書類や物件が紛争に関係のない人物によって所有されている場合、適切な執行手段が適用される。」

「第829条 検査証拠の提出にあたっては、次の各号に掲げる規則を遵守しなければならない。

- 「I. 弁護士は、証拠を提出する際に、委員会の命令に厳密に従うものとする。
- 「II. 保険数理士は、検査対象となる文書および物件を入手できることを要求します。
- 「川、当事者及びその代表者は検査に出席し、関連すると思われる異議や意見を述べることができる。
- 「IV. 手続きの詳細な記録が作成され、関係者と

審理中に検討された後、ファイルに追加される予定です。」

「労働事件では目視検査とも呼ばれる検査テストは、特別な技術的、科学的、または芸術的知識を必要としない事実、つまり感覚で知覚できる文書、物、または場所の存在とその特定の特徴を、権限を与えられた職員を通じて裁判所が確認することを目的としていることに留意すべきである。したがって、検査対象物を裁判所に持ち込むことができない場合には特に有用である。

「上記の考慮事項を考慮すると、矛盾の主題の1つの側面、つまり、当事者が検査を実施する必要がある文書を提示しない場合に委員会が発行する警告の範囲に関する側面を解決することが可能になりました。

「この点に関して、前述の仮説においては、反証がない限り、推定的に主張された事実を真実として受け入れることが唯一の結論であるという基準を確立する必要がある。

「確かに、雇用者が保管し、提示する義務がある文書について具体的に言及している第805条と、文書または物品の目視検査について一般的に言及し、前述の物品を所有している当事者のいずれかに適用される第828条の両方について、要求され警告された当事者がそれらを提示しない場合、関連する事実が推定的に真実であるとみなされるという点で、両方の規定は一致していると繰り返し述べられています。

「したがって、文書または物件の非提示がそれ自体で完全な証拠を構成するという結論は拒否されなければならないし、それが手続き上無害であるという基準も拒否されなければならない。なぜなら、示された教訓によれば、それが生み出すのは法的な推定だからである。

「一方、検査証拠をどのように認めるべきか、特に要求と警告に関して判断するためには、連邦労働法第784条、第804条、および第805条が、証拠の一般規則の章の最初と最後に、文書証拠に関する具体的な規定に含まれていることを考慮する必要があります。したがって、第784条の規制原則は、連邦労働法で規定されているすべての証拠手段に適用されますが、最後の2つは文書証拠のみに適用されます。

「すでに述べたように、検査は、論争中の何らかの点に関係するあらゆる対象に対して行われるが、この矛盾を解決するためには、検査の対象に関して次の区別をすることが重要である。

- 「a) 一方で、雇用者は第804条に規定する文書を保管し、裁判所に提出する義務を負っており、
- 「b) 一方、第804条に含まれないその他のすべての文書、およびそれが参照する法律、ならびに文書以外のオブジェクトは、すべて検査の準備に関して第828条によって規制されます。

「この点に関して、この件(a項)に関する証拠提出義務は、雇用者が訴訟手続きに参加する立場、すなわち原告または被告のいずれであるかに関わらず、雇用者に法律で課せられていることに留意すべきである。なぜなら、考慮されるのは雇用関係における支配的要因としての雇用者の地位であり、手続き上の観点からは、通常、雇用関係の証拠を保有する当事者が考慮されるからである。

「さて、この決議の2番目と3番目の説明を読むとわかるように、この決議で分析されている矛盾した基準を持つ巡回合議裁判所によって解決された問題は、原告労働者による文書の検査の証拠の申し出を扱っていた。

「このため、第二法廷は、この矛盾の分析を文書で提出された検査証拠に限定し、その存在と特徴が感覚を通じて認識される可能性のある他の対象を除外する。」

「実際、対応する判決の検討部分の書き起こしから、第一巡回区の労働問題に関する第三合議裁判所によって解決された直接アンパロ裁判 2693/96 に関して、俳優が提出した検査は、1994 年に彼が受け取ったと主張した 1 日 300 ドル (300 ペソ 00/100 MN) の給与を証明するために、元の 2 週間ごとの給与領収書を扱ったものであることは明らかです。

「一方、第1巡回区第9労働裁判所が直接アンパロ裁判6939/93に関連して出した判決から、以下の文書が提出されたことは明らかである:個別の雇用契約、職員給与、出勤管理、食費、宿泊費、交通費、残業代、休日および義務日数、休暇、日曜および休暇手当、クリスマス手当、休日および日当の16.66%、利益分配、実際の給与によるインフォナビットへの所属および寄付、労働者の個人ファイル、被告の帳簿および文書、労働者に関する項目および記載事項のみ。

「以上のことから、検査は、連邦労働法第784条および第804条に規定されている雇用者の証拠提出義務に関連する文書と、提案者の相手方が保管する必要がない文書(したがって、検討中の法律の第828条によって規定されている)の両方に関係していたことがわかります。

「さて、パラグラフ a) で言及されている証拠、つまり雇用者が保管し、法廷に提出する義務がある証拠の場合、委員会は、労働者が提出した検査証拠を準備する際に、雇用者にそれらの証拠の提示を求めなければならない。提示しない場合は、別段の証明がない限り、真実であるとみなされる。これは、連邦労働法第784条、第804条、および第805条でサポートされている前述の考慮事項に準拠する手順であり、これらの条項から、原則として、文書が存在し、雇用者が所有していると推測できます。

「当事者の一方が文書を所持しているという法的推定のこの仮定は、その文書を提出する義務のある者がそれを提示 することを躊躇する場合に、証明されるべき事実を確実なものとみなすよう警告することを正当化するものであり、連 邦司法週報 1917-1995、第 5 巻、労働問題、付録の 165 ページに掲載された判例 253 の矛盾を生じさせた際に、連邦 最高裁判所第4法廷ですでに解決されており、その見出しは「検査、証明」である。その受理は、雇用主が保管し、裁判 所に提出する法的義務を負う文書に関連する事実を証明するために進められる。連邦労働法の第 784 条、第 804 条、 および第805条から、雇用主には一定の負担があることがわかる。雇用関係の存在、発展、終了に伴って生じる事実や 利益に関するさまざまな文書を保存し、裁判所に提出する証拠義務および義務。さらに、申し立てられたいずれかの点 に関して紛争が生じた場合、雇用主がこの義務を遵守しなかった場合、反証がない限り、労働者が申し立てた事実は真 実であるとみなされるという制裁が雇用主に対して科せられます。しかし、そのような省略は、当該文書に関連する争 点の事実を、当該問題に関する法律が認め、認めている他の要素または証明手段で証明することを妨げるものではな い。なぜなら、引用された戒律またはその他のいかなる戒律においても、これらの事実の証明のための文書証拠の排他 性は確立されていないからである。前述の制裁は絶対的なものではなく、これらが確実であるとみなされなければな らないことを意味するのではなく、別の証拠または他の証拠で反証する可能性があるからである。引用された第805条 は、文書の提示がないことから生じる推定は、反対の証拠を認めると規定しており、これは、雇用者が文書証拠によっ て、雇用者が保管および提示する義務がある文書から生じる論争に関する自身の陳述を証明できるだけでなく、法律 は、定められた目的に適した他の証拠、たとえば検査によって何が適切であるかを証明することを雇用者に許可してお り、検査が提示された場合は、それが認められなければならず、したがって、雇用者は、その証拠を提出しなければなら ない。それに応じた証明価値。そうでなければ、

それは、その問題に関する法律自体が有効と認めている証明要素の1つを提示することを許可しないことによって、申し出側が自らの利益を守るために主張する事実を法廷で証明する権利を制限し、申し出側の不利益となる。その結果、1917年から1988年の連邦司法週刊誌付録第2部、2778ページ、1730号として公表された判例で支持されている基準(見出しは「給与、雇用主が提供する検査の証明、その金額を証明することは認められない」)は修正されます。」

「しかし、b) 項で言及されているケースでは、たとえ警告を受けた当事者が雇用主であっても、文書を所有しているという兆候さえない限り、 委員会が事実を確実であるとみなして、入札者の相手方に警告することは正当ではない。なぜなら、法律ではこれらの概念に言及する文書の 保存を要求しておらず、その存在を推定すらしていないからである。

「この時点で、転写された第828条を分析し、その健全な解釈が、これまで述べてきたことと矛盾するものではないことに留意する必要がある。

「前述の段落では、次の条件が定められています。 『... いずれかの当事者が文書および物件を所持している場合、委員会は、それらが提出されなければ、証明されている事実は真実であると推定される旨を警告する』」

「確かに、この条項の文言は、検査対象となる文書や物件を展示する義務のある当事者に警告する義務を知識委員会に課しているが、法の合理的、論理的かつ体系的な解釈に基づいて、これは無差別に行われるべきではなく、少なくとも「文書が当事者の所有物である」という兆候がある場合にのみ行われるべきであると理解されなければならない。なぜなら、そうでない場合、事実が真実であると推定される警告を正当に扱う理由さえないからである。

「この解釈の反対、すなわち、第828条が適用されるすべての場合において、検査対象となる文書証拠が提示されていないため、主張された 事実は推定的に証明されていると警告することが適切であると考えることは、実際には存在しない文書が相手方の所有物であると述べ、法的 または物質的な不可能性によるにもかかわらず、提示されていないため、推定的にも真実であるとみなされるなど、申込者の不健全な慣行に つながるでしょう。

「しかし、証拠が提出された条件の予備的な分析により、検査対象の物体または文書が当事者の一方によって所有されていることが決定的な事実であることが判明した場合のみ、法的警告を限定することは論理に反するものではなく、これは文書の存在の法的推定が規制されているケースにおいて特に関連性を持つ。」

「上記のすべてから、法律によって限定的に規定されているケースのうち、どのケースに証拠提出義務があり、どのケースにそれがないかを 判断するために、検査の対象を区別することが有用であるだけでなく、必要でもあることがわかります。なぜなら、対応する当事者が文書を提 出しない場合の警告の種類は、そのような区別に依存するからです。

「したがって、このセクションでは、委員会が検査証拠を準備する際に、それを「デューデリジェンスの基礎となる文書の存在を予断することなく」認めると一律に定めることに限定する慣行は、連邦労働法が委員会に、発生する可能性のあるさまざまな仮説を考慮に入れて、それぞれにふさわしい扱いを与える義務を課しているときに、法的に正しくないと結論付けなければなりません。

「最後に、上記の当然の結果として、示された慣行のような委員会の不完全な行動が、法律第159条で定められた手続きに違反するか否かを 事前にまたは演繹的に判定することは不可能であることに留意すべきである。

憲法第103条および第107条の規定は、手続きを復活させるために保護を与えるに値するものである。なぜなら、憲法上の保護は、検討される特定のケース、そして何よりも、指摘された違反がどのような意味を持つかによって決まるからである。

この裁定の意味は、当時の最高裁判所第四小法廷が判決文540(1995年版、第6巻)で確立したもので、次のように述べられている。

「『手続きの継続中に犯された違反は、保護を与えるための要件です。手続きの継続中に犯された違反に保護を与えるためには、その違反が判決の結果を超越している必要があります。そうでなければ、違反を修復しても責任者が裁定の意味を変えることができない場合、連邦裁判所の保護を与えて違反を修復しても意味がありません。」…"

すでに転記された論文に加えて、以下の決議も出されました。

「労働問題における文書の検査。文書を提示しなければならない当事者への警告は、文書の種類と、文書を所持している当事者を考慮して行わなければならない。連邦労働法第828条に規定されている警告の妥当性を判断するには、次の状況を区別する必要がある。a)雇用者が保管し、法廷に提出する義務がある第804条に規定されている文書に関する場合。b)第804条およびそれが参照する法律に含まれていないその他の文書を扱う場合。最初のケースでは、雇用者がプロセスに参加する性格に関係なく、証拠を提供する義務が法律によって雇用者に課せられている。したがって、この種の文書を扱う場合、労働当局は検査証拠を準備する際に、雇用者に文書の提示を求め、そうしない場合は事実が不適切であるとみなされることを警告しなければならない。別段の証明がない限り、証拠提出義務を規定する原則に準拠した手続きであり、法律自体の第784条、第804条および第805条に由来し、原則として文書が存在し、雇用主が所有していると推論される。しかし、b)項で言及したケースでは、義務当事者が雇用者であっても、義務当事者が文書を所持していることを示す兆候が少なくともない限り、警告は正当化されません。なぜなら、法律では、記載したような文書の保存を要求しておらず、存在を推定することさえ求められていないからです。したがって、それは、知識の権威に、無差別にではなく、検査される文書がそれを提示する義務のある当事者の所有物であるという兆候があることを条件として、問題の警告を策定する義務を課す、合理的、論理的かつ体系的な法律の解釈に基づいて理解されなければならない。そうでなければ、たとえ法的または物質的な不可能性によるものであっても、提示しないことによって、たとえ推定であっても、それが真実であるとみなされることを目的として、実際には存在しない文書を相手方が所有していると述べるなど、オファー側の不健全な慣行を助長しないように、証明されるべき事実は真実であると推定されなければならないと警告する正当性はない。」

「労働問題における文書の検査。文書の存在を予断することなく文書の作成を命じる慣行は法的に正しくなく、違反が裁定の意味を超える場合、手続きを回復できるように保護を与える価値がある。連邦労働法の第828条では、「…文書および物品がいずれかの当事者の所有物である場合、委員会は、それらが提出されない場合は、証明しようとしている事実が真実であると推定される旨を警告する」と規定されており、労働当局に、証拠の根拠となるさまざまな仮説を考慮し、それぞれにふさわしい扱いを与える義務を課している。したがって、委員会が、指定された形式主義または同様の内容の他の形式主義を通じて無差別に、証拠の作成を命じる場合、委員会は、検査の結果、この違反が争われている裁定の意味を実質的に超えるものである限り、手続きを復活させるよう保護を与えることが適切である。」

さて、本件の矛盾において解決すべき点は、労働裁判において、検査試験の実施に必要な書類の提示を拒否したことを理由に、立証すべき 事実を真実とみなす警告が有効であることを明示的に記載した事後合意を発行しなかったことが、手続きを再開しなければならない手 続き違反を生じさせるか否か、あるいは合意を発行する必要がないか否かを決定することにあることを忘れてはならない。 ここで興味深いのは、転写された矛盾42/96の執行において、提案者が検査で何を示すよう要求するかに関して、雇用者が保管する義務がある文書 (a)と、それ以外の文書および物体 (b)を区別していることです。

最初のケース(a)では、この種の文書の検査が認められる場合、雇用主はそれらの文書の提出を要求され、そうしない場合は、別の証明がない限り真実であるとみなされるという警告を受けなければならない。

2番目の (b) では、他の種類の文書に関しては、雇用主が文書を所持していることを示す兆候がある場合にのみ警告が発行されます。

ここでの仮定(a)は重要です。なぜなら、現在の矛盾は、雇用主が保管する義務のある文書(タイムシート、従業員の給与台帳、給与または賃金の領収書または証明書、勤怠管理カード、または時間外労働、日曜ボーナス、土曜、日曜、祝日の労働を証明するために必要な文書)に関する検査証拠に限定されているからです。

したがって、検査証拠の提出時に文書を提示しなかったことは、結果として、推定的に確実であるとみなされる事実を生じさせるだけであり、そうでないことが証明されない限り、それは法定推定であるため、前述の判決が述べているように、検査証拠を準備する際に、委員会が「注意の基礎となる文書の存在を予断することなく」それを認めると一律に確立することに限定する慣行は、「委員会の誤った行動が、示された慣行のように、規制法第159条で確立された手続きに違反し、その手続きを復活させるために保護を与えるに値するかどうかを事前にまたは演繹的に確立することは不可能である」という事実により、誤りである。これは、憲法上の保護は、調査される特定のケース、そして何よりも、そのケースの立証方法に依存するためである。指摘された違反が裁定の意味に及ぼす影響。」

アンパロ法第159条では、労働問題における手続き違反として次のことが規定されていることに留意する必要があります。

「第159条 民事、行政または労働裁判所における裁判においては、訴訟手続法に違反したものとみなされ、原告の抗弁は影響を受けるものとする。

- 「I. 被告人が裁判に召喚されない場合、または法律で定められた方法以外の方法で召喚された場合。
- 「II. 当該裁判において原告が不当に表現されたり虚偽の表現を受けたりした場合、
- 「川、適法に提出された証拠が受理されない場合、または法律に従って受理されない場合。
- 「IV. 告訴人、その代理人または弁護士が違法に自白したと宣告された場合、
- 「V. 無効事件が違法に解決された場合
- 「VI. 法律に基づいて権利を有する条件または延長が認められない場合、
- 「VII. 自己の過失によらず、公文書中の証拠を除き、他の当事者が提出した証拠を自己の知らないうちに受け取った場合。
- 「VIII. 書類や車の部品が提示されず、それらについて議論できない場合。

「IX. 法律に基づいて彼が権利を有する資源が、無防備状態を生み出す手続きの重要な部分に影響を及ぼす規定に関して拒否された場合、

同条の他の条項に同意すること。

「X. 司法裁判所、行政裁判所または労働裁判所が管轄権の拡大後に手続きを継続する場合、または裁判官、治安判事または労働裁判所の裁判官が妨害または異議を申し立てられても、法律で明示的に続行が認められている場合を除き、裁判を継続する場合。

「XI. 前項に類似するその他の事件については、最高裁判所または巡回合議裁判所の裁量により適宜決定される。」

上記の第3節では、法律に従って証拠を受け取らないという手続き違反について述べています。しかし、保護が認められる場合に手続きの再開に値するためには、裁判で犯された違反行為が原告の弁護に影響を与えるか、または同法第158条に述べられているように判決の結果を超越するものでなければならないことを明確にする必要がある。

アメリカ合衆国政治憲法第103条および第107条の規制メキシコ人はこう言う。

「第 158 条。直接アンパロ裁判は、憲法第 107 条の第 V 項および第 VI 項で定められた条件に基づき、対応する巡回合議制裁判所の責任であり、司法裁判所、行政裁判所、または労働裁判所によって発行され、通常の控訴によって変更または取り消しができない最終判決または裁定および裁判を終了させる決議に対して適用されます。これらの判決または裁定および決議で違反が行われたか、または手続き中に違反が行われたかにかかわらず、判決の結果を超えて原告の防御に影響を与える場合、および指定された判決、裁定または決議で行われた保証の違反に対して適用されます。

「本条の目的のため、直接アンパロ訴訟は、民事裁判所、行政裁判所、または労働裁判所によって発行された、裁判を終結させる最終判決または裁定および決議に対して、それらが事件に適用される法律の文言、その法的解釈、または適用可能な法律がない場合の法律の一般原則に反する場合、それらが裁判の対象となっていない訴訟、例外、または事柄を含む場合、または省略または明示的な否定によりそれらすべてを含まない場合にのみ、許容されるものとする。

「裁判において、法律、国際条約、規則の合憲性に関して修復不可能ではない疑問が生じた場合、それらの疑問は、裁判を終結させる最終判決、裁定、または解決に対する適切な直接の保護においてのみ主張することができる。」

ここで分析した事例に関して、引用したこの第二法廷の判例の内容に基づくと、労働裁判で使用者が提出する必要がある文書が査察中に提示されなかった場合、反証がない限り、当該証拠を受理する際に警告された結果として、証明しようとしていたものが真実であると推定されるiuris tantumのみが発生する。つまり、それぞれのファイル内の他の証拠に応じて、判決にのみ反映される完全な価値を持つか持たないかが決まります。

したがって、雇用者が保管しなければならない文書を検査した後、委員会が合意書を発行し、その文書が提示されない場合に、真実であると証明されることを意図した事実を考慮するようにという警告が有効になるようにすることは必ずしも必要ではない。なぜなら、これは連邦労働法で義務付けられていないという事実に加えて、「別段の証明がない限り」生じる法的結果は、裁判に存在する証拠に基づいて裁定が下されたときにのみ分析することができ、この場合、アンパロ法第158条第1段落の最終部分に規定されている司法上の違反のみが生じ、同条例の番号159に示されている手続き違反は生じないためである。ましてや、このような条件で合意書を発行しなかったことが判決の結果を超越したり、原告の弁護に影響を与えたりするとは言えない。

したがって、この序文で説明したように、この裁判所が採用した基準が優先されなければなりません。

第二法廷は、第20巡回区の第二合議裁判所のそれと一致し、アンパロ法第195条の規定に従って、以下の条件で法学的性格をもって統治しなければならない。

委員会は、雇用主が保管する必要がある文書の検査の証拠を認める場合、提出が定められた期日に文書を提出するよう雇用主に要求し、連邦労働法第828条に基づいて、文書が提出されない場合は、反証がない限り、証明しようとしている事実が真実であると推定される旨を雇用主に警告する必要があります。

さて、証明しようとしたものが確実であるという推定は iuris tantum であるため、そのような文書が提出されない場合、これはそれぞれのファイル内の他の証拠に応じて価値を持ち、裁定にのみ反映されるため、検査の実施後に委員会が前述の警告を有効にする合意を発行することが必ずしも必要ではありません。これは、連邦労働法で義務付けられていないという事実に加えて、更新される法的結果は司法上の違反のみを生じ、手続き上の違反にはならないためです。なぜなら、そのような条件で合意を発行しなくても、判決の結果を超えることはなく、原告の抗弁にも影響しないからです。

上記の理由により、次のように解決されます。

第一に、この決議の第四の検討において示された主張には矛盾がある。

第二 - この第二法廷の基準は、この判決の第五の序文の最後の部分で言及されている第20巡回区第二合議裁判所の基準と一致しており、判例として優先されなければならない。

この判決の第二の解決事項で言及されている法学的論点を、最高裁判所の本会議および第一部、および矛盾に介入しなかった合議制裁判所、ならびに連邦司法週刊誌およびその官報に通知し、転送する。この判決のコピーは紛争が発生した合議裁判所に送付され、適切な場合には事件は記録されるものとする。

この問題は、国家最高裁判所第二部において、マルガリータ・ベアトリス・ルナ・ラモス、ヘナロ・ダビド・ゴンゴラ・ピメンテル、セルヒオ・サルバドール・アギーレ・アンギアノ、ギジェルモ・I・オルティス・マヤゴイティアの5人の大臣と、議長兼報告者のフアン・ディアス・ロメロの全会一致の投票により解決されました。

注: 見出しの項目: 「労働に関する文書の検査。文書を提示しなければならない当事者への警告は、文書の種類と、その文書を保有している可能性のある当事者を考慮して行わなければならない。」そして、この判決で引用されている「労働問題における文書の検査。文書の存在を予断することなく文書の作成を命じる慣行は法的に誤りであり、違反が裁定の意味を超える場合には、手続きを回復できるように保護を与える価値がある。」は、連邦司法週刊誌とその官報、第9期、第5巻、1997年5月、それぞれ284ページと307ページに掲載されている。

タイトル:

…論文70/2004-SSとの矛盾。第20巡回区の第二合議裁判所と第一巡回区の第三労働合議裁判所が支持した判決の間。検討中: 3番目。報告された矛盾の存在を確認するために、次のことを行います…